

群馬県の生活環境を保全する条例

(定義)

第二条

7 この条例において「水質特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（以下「水質有害物質」という。）を含むこと。

二 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

8 この条例において「特定汚水等」とは水質特定施設から排出される汚水又は廃液をいい、「特定排水」とは工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。

9 この条例において「特定事業場」とは水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいい、「水質特定事業場」とは水質特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

10 この条例において「水質特定地下浸透水」とは、水質有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する水質特定施設（以下「水質有害物質使用特定施設」という。）を設置する水質特定事業場（以下「水質有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で水質有害物質使用特定施設に係る特定汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

(特定排水規制基準)

第三十一条 特定排水規制基準は、水質特定事業場から排出される特定排水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。

(特定排水の排出の制限)

第三十八条の二 水質特定事業場において特定排水を排出する者は、その汚染状態が当該水質特定事業場の排水口において特定排水規制基準に適合しない特定排水を排出してはならない。

(水質有害物質使用特定施設に係る構造基準等の遵守義務)

第三十九条の二 水質有害物質使用特定施設を設置している者（当該水質有害物質使用特定施設に係る水質特定事業場から水質特定地下浸透水を浸透させる者を除く。

第四十一条の二及び第四十二条第四項において同じ。)は、当該水質有害物質使用特定施設について、水質有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。

(特定排出水の汚染状態の測定等)

第四十二条 水質特定事業場において特定排出水を排出し、又は水質特定地下浸透水を浸透させる者は、規則で定めるところにより、当該特定排出水又は水質特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(事故時の措置)

第四十三条 水質特定事業場の設置者は、当該水質特定事業場において、水質特定施設の破損その他の事故が発生し、水質有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第七項第二号に規定する項目について特定排出水規制基準に適合しないおそれがある水が当該水質特定事業場から公共用水域に排出され、又は水質有害物質を含む水が当該水質特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く水質有害物質を含む水若しくは当該特定排出水規制基準に適合しないおそれがある水の排出又は水質有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報しなければならない。

群馬県化学物質環境安全管理指針

1. 目的

この指針は、群馬県内の事業所における化学物質の自主的な環境安全管理について必要な事項を定め、化学物質による環境汚染を未然に防止し、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

2. 対象事業所

対象事業所は、本県において特別管理物質の取扱いを行う事業所とする。

3. 定義

- (1) この指針で「化学物質」とは、すべての元素及びその化合物のうち、有害性、危険性等の観点から環境安全管理上注意を要する物質をいう。
- (2) この指針で「特別管理物質」とは、化学物質のうち、環境安全管理上特別の注意を要する別表第1に掲げる物質をいう。
- (3) この指針で「環境安全管理」とは、化学物質の適正管理及び廃棄物の適正処理等の、化学物質の排出抑制対策による環境汚染の防止をいう。
- (4) この指針で「取扱い」とは、製造、研究、開発、使用、保管及び処理をいう。
- (5) この指針で「事業者」とは、本県内に対象事業所を設置する者をいう。
- (6) この指針で「自主管理マニュアル」とは、事業者が環境安全管理を図るために事業所における化学物質の取扱い及び管理の方法等を定めた文書をいう。
- (7) この指針で「データシート」とは、化学物質安全データシート（MSDS）をいう。

4. 環境安全管理に関する基本的な考え方

(1) 自主的な環境安全管理の実施

事業者は、特別管理物質の取扱いにあたっては、環境安全管理に関する法令その他の規定に定めるもののほか、この指針に従って、自主管理の徹底を図り、環境安全管理を推進していく。

なお、特別管理物質以外の化学物質についても、その性状等に応じ、特別管理物質に準じて適切に取り扱うよう努める。

(2) 技術水準に応じた環境安全管理の実施

事業者は、この指針による環境安全管理の実施に際しては、現在の技術水準等における最良の方法により行うとともに、技術の進展に応じて改善等を行っていくよう努める。

5. 管理体制の整備

(1) 自主管理マニュアルの作成

- ①事業者は、自主管理の徹底のため、対象事業所のうち従業員数30人以上の事業所にあつては、自主管理マニュアルを作成する。また必要に応じてその見直しを行う。自主管理マニュアルに定める項目は、別表第2の自主管理マニュアルの項目例を参考に、事業所の実情に応じて決定する。

このうち、別表第1で定める報告必要量以上の特別管理物質を取り扱う事業所にあつては、自主管理マニュアルの概要を別記様式1により、知事に報告する。重要な変更をしたときも同様とする。

②上記①以外の事業所にあつても、実情に応じて、自主管理マニュアルの作成に努める。

(2) 化学物質環境安全管理組織の整備

事業者は、「化学物質環境安全管理委員会」の設置や化学物質環境安全管理の責任者の選任等、化学物質環境安全管理を推進するための組織を整備する。

(3) 従業員の教育・訓練

事業者は、従業員に対して、環境安全管理の必要性、自主管理マニュアルの内容、化学物質の性状・取扱い等に関する教育、訓練等を行う。

6. 管理対策の充実

(1) 特別管理物質に関する情報整理

①事業者は、事業所における特別管理物質の取扱量（製造量、使用量、保管量、廃棄量、環境への排出量）及び取扱内容を把握し記録する。この場合混合物については、特別管理物質の含有量についても把握するよう努める。

②事業者は、事業所で取り扱う特別管理物質の物理化学的性質、有害性、危険性等の情報を収集し、その結果をデータシートにより整備する。

③事業者は、事業所で取り扱う特別管理物質に関する汚染・事故事例等の情報を収集し、これを整理する。

④事業者は、特別管理物質を譲渡し、又は提供する場合は、相手方の事業者に対し、主要成分及び物理化学的性質、有害性、危険性等の情報をデータシート等により提供する。

(2) 特別管理物質の表示

事業者は、特別管理物質を取り扱う容器、配管その他設備に、取り扱う特別管理物質の種類が容易に識別できるよう名称を表示するとともに、特に注意を要するものについては、注意を促す記号を表示する。

(3) 管理目標の設定及び自己監視

①事業者は、事業所から排出される特別管理物質については、目標濃度等の管理目標を設定し、その達成のために適切な措置を講じるよう努める。

②事業者は、特別管理物質の環境への排出状況を把握するため、排出量等の自己監視を行い、その結果を記録するよう努める。

③事業者は、特別管理物質の保管にあつては、その性状等に応じて適正に管理し、漏えいを防止する。

(4) 施設・設備等の保守管理

事業者は、特別管理物質の取扱いに関わる施設、設備等の機能を適正に維持するため、保守点検を行い、その結果を記録する。

(5) 研究開発の促進

事業者は、特別管理物質の処理、回収、再利用、再資源化、測定方法等に関する研究及び開発を積極的に進める。

(6) 新規取扱化学物質の事前評価等

- ①事業者は、新たに取扱いを行う化学物質について、事前にその有害性、危険性等の評価を行い、有害性が高い場合は、代替物質の受入、開発、工程の変更、除害施設の設置を検討し、当該化学物質の環境安全管理が行えるかを検討し、取扱いの可否を決定する。
- ②事業者は、当該化学物質を取り扱う場合には、当該物質を取り扱う従業員に対して教育、訓練等を実施する。
- ③事業者は、当該化学物質を取り扱う施設について検討し、その環境への排出についての事前評価を行うとともに、排出抑制のための適切な措置を講じるよう努める。
- ④事業者は、新規に化学物質を製造する場合は、その化学物質が製品となった場合の安全性について考慮する。

(7) 関連企業への周知・支援等

事業者は、関連企業に対して、この指針に定める環境安全管理が図られるよう指針の内容の周知、情報提供、支援等を行う。

(8) 周辺環境の把握

事業者は、取り扱う特別管理物質の排出口及び事業所の周辺環境の状況を把握する。

(9) 地域社会との連携

事業者は、事業所の新設及び増設、その他事業活動を行うに際し、地域社会における理解と協力が得られるよう努める。

(10) 記録の保存

事業者は、この指針に基づく記録及びそれに関連した資料を一定期間保存する。

(11) 調査等への協力

事業者は、県及び市町村が行う化学物質に関する各種調査等に協力する。

7. 環境への排出抑制

(1) 大気汚染、水質汚濁の防止

事業者は、特別管理物質取扱施設を設置し、又は変更しようとするときは、環境への負担のより少ない施設を設置するなど、特別管理物質の大気、公共用水域や公共下水道への排出を抑制し、大気汚染、水質汚濁の防止に努める。

(2) 土壌及び地下水汚染の防止

事業者は、特別管理物質が、地下に浸透したり、雨水と混じらないように適切な措置を講じるよう努める。

(3) 地球環境への対応

事業者は、地球規模の環境に影響を及ぼすおそれのある化学物質については、取扱量の削減、排出防止管理施設の設置、代替物質の導入等の適切な措置を講じ

るよう努める。

(4) 非意図的生成物の監視及び排出抑制

事業者は、非意図的に生成されその存在が明らかな特別管理物質について、データシートを整備し、その監視と排出の抑制に努める。

(5) 代替物質の使用

事業者は、特別管理物質に代わる、より環境への負荷の少ない代替物質の使用が可能な場合には、積極的に導入を図る。

(6) 特別管理物質の回収、再利用及び再資源化の推進

事業者は、特別管理物質の取扱いにあたっては、可能な限り回収するとともに、再利用、再資源化に努める。

8. 廃棄物の適正管理

(1) 発生抑制

事業者は、特別管理物質を含有する廃棄物（以下、「廃棄物」という。）については、その発生抑制及び減量化に努める。

(2) 適正な保管

事業者は、廃棄物については、発生後、処理されるまでの間、種類、性状に応じて、適正に保管する。

(3) 適正な処理

事業者は、事業者の責任において、廃棄物の適正な処理を行うこととし、廃棄物を委託処理する場合にあつては、マニフェストシステムにより、最終処分に至るまでの過程を適切に把握する。委託処理時には、含有する特別管理物質の性状、処理方法及び取扱注意事項等をデータシート等により明示する。

9. 事故等による化学物質の環境汚染防止

(1) 事業者は、事故の未然防止に努めるとともに、事故や自然災害（以下、「事故等」という。）を想定し、特別管理物質による環境汚染を回避するための対策を講じる。

(2) 事業者は、特別管理物質に関わる事故等が発生したときは、直ちにその事故等について応急の措置を講じるとともに、速やかな復旧を図る。

(3) 事業者は、事故等発生時の環境汚染防止のために、あらかじめ、各種薬剤、資材、機材を準備しておくよう努める。

(4) 事業者は、事故等の事例の収集・分析及び分析結果の活用に努める。

(5) 事業者は、事故等により、特別管理物質が著しく環境へ排出されたときは、その事故等の状況を県に通報するとともに、応急措置の完了後、速やかに、講じた措置等の概要を別記様式2により、知事に報告する。

10. 県の役割

(1) 事業者に対する普及・啓発

県は、化学物質の環境安全管理に関し、事業者が実施する取組みの状況を把握するとともに、この指針の普及・啓発に努める。

(2) 情報の収集、整理

県は、化学物質の環境安全管理に関する情報の収集、整理及び提供に努める。

(3) 指針の見直し

県は、必要に応じて指針の見直しを行う。

(4) 指針の解説

県は、この指針の適正な運用を図るため、指針の解説を別に定める。

(5) 指針に対する事務

この指針の施行及び運用に関する事務は、群馬県環境生活部環境保全課が行う。

11 . その他

この指針は、特別管理物質を取り扱う事業所を対象にしたものであるが、この指針に該当しない事業所にあっても、この指針を参考にして、化学物質の自主的な環境安全管理が行われることが望まれる。